**～全体についての消防計画作成にあたっての注意事項～**

統括防火管理義務防火対象物を対象に作成されるものです。

　なお、この消防計画は基本的な作成例であって、一律に書き表せない部分があるので、防火対象物の営業形態及び組織、建物構造、設備の設置状況等の実態とその特異性を加味し、この作成例を参考として作成してください。

**１　目的**

　　消防計画を適用する防火対象物の名称を記入します。

作成する消防計画の目的や根拠法令を明確に示すとともに、作成するにあたって

は事業所消防計画と整合させる必要があります。

**２　適用の範囲**

（１）　各管理権原者の権原の及ぶ範囲を別記「防火対象物等の管理権原者の権原の範

囲」に明記しておきます。

（２）　同一階に複数の管理権原者がいる場合は、平面図等によりそれぞれの管理権原

　　　者の範囲を示すなどして、権原の範囲を明確にします。

（１）　消防計画の適用範囲が、共用部分に限定されたものではなく、当該防火対

象物の敷地及防火対象物内全ての事業所の占有部分及び共用部分並びに当該

防火対象物に勤務する者及び出入りする者全てに適用するものであることを

明確に示す必要があります。

（２）　当該防火対象物の所有、管理及び占有している状況を総合的に判断して、

不明瞭な箇所や欠落している部分がないようにします。

**３　防火管理業務の一部委託**

（１）　該当する場合は、「該当」にをㇾ、該当しない場合は「非該当」にㇾでチェックします。

（２）　業務委託している場合は、委託内容を明確にするため、別表１「防火管理業務の一部委託状況表」を記入します。

（３）　防火対象物全体についての防火管理業務の一部を第三者に委託している場合は、

受託者も消防計画の適用対象となりますので明記しておきます。

（４）　防火管理業務の一部を受託している者は、管理権原者・統括防火管理者・事業

　　　所管理者等の指揮命令の下で防火管理業務を実施することになりますので、明記

しておきます。

（５）　委託した内容について、受託者から統括防火管理者に報告される形を定めるこ

　　　とで、委託者と受託者の情報連絡を密にしておきます。

（６）　全体についての防火管理業務の一部を委託する場合は、受託者が実施する業務と統括防火管理者が実施する業務が交錯することから、受託者の契約範囲の再確認及び受託者が行う防火管理業務を明確にするため、統括防火管理者が委託契約等に漏れがないかなど内容を確認することを明記します。

**４　各管理権原者の責任及び各防火管理者の業務**

（１）　各管理権原者の責任

　　ア　統括防火管理の責任者である全ての管理権原者が、事業所防火管理者に統括防火管理者に協力させることで全体の防火管理業務の推進が図れることを明記しておきます。

　　イ　管理権原者の代表は、統括防火管理者が消防計画を作成又は変更する場合に、必要な指示を与えることを明記しておきます。

（１）　全体の防火管理業務は、全ての管理権原者が協議して選任された統括防火

管理者に行わせるものですが、最終的な防火管理責任は、管理権原者にあり

ます。

（２）　全ての管理権原者の協議により統括防火管理の推進責任者である統括防火

管理者を選任しますが、届出は代表者名で足ります。

（３）　管理権原者は、統括防火管理者を選任した後も統括防火管理の最終責任者として統括防火管理者に必要な指示を与えなければなりません。

（２）　各防火管理者の業務

　　ア　事業所防火管理者が、統括防火管理者の指示を遵守することが必要であり、ま

た、事業所防火管理者が統括防火管理者に報告すべき事項を具体的に示すことで

統括防火管理者と事業所防火管理者の連携が密になるように明記しておきます。

事業所防火管理者が作成する事業所消防計画は、防火対象物全体と連携した防火管理のために全体の消防計画に適合したものでなければなりません。

**５　統括防火管理者の業務と権限**

（１）　統括防火管理者の主な業務は次に掲げるとおりで、その他当該防火対象物において統括防火管理者として火災予防上必要な責務について具体的に明記しておきます。

ア　防火対象物全体としての消防訓練を実施する業務

イ　防火対象防物全体としての避難施設の維持管理の監督の業務

ウ　統括防火管理者は、火災等が発生した場合に、自衛消防組織の自衛消防隊長として指揮監督を行います。

エ　統括防火管理者は、火災等が発生し消防隊が到着した場合は、情報提供を行います。

（２）　統括防火管理を行う上で統括防火管理者が必要と認めた場合に、事業所防火管理者に指示ができることを明記しておきます。

（１）　統括防火管理者は、作成した消防計画の見直し、検討を随時行うとともに、

必要があれば変更しなければなりません。

（２）　統括防火管理者は、統括防火管理の最終責任者である全ての管理権原者に

対して消防計画の内容を説明し、理解してもらうことが必要です。

**６　統括防火管理協議会等**

（１）　統括防火管理協議会の設置

　　ア　統括防火管理協議会名称を記入します。

　　イ　協議会の構成は、文章又は表（別表２）にして明確にする必要があります。

　 防火対象物全体の防火管理推進のために「統括防火管理協議会」を設置する場合

には、統括防火管理協議会の設置並びに統括防火管理協議会の構成及びその役割

を計画に定める必要があります。

（２）　協議会の審議事項は、具体的に明記しておきます。

全ての管理権原者及び統括防火管理者が統括防火管理を推進する上で必要な事項を審議できるよう示しておく必要があります。

（３）　自衛消防組織の設置

　　ア　自衛消防組織の設置（消防法第8条の2の5第1項）義務がある場合は「該当」にㇾを、義務がない場合は「非該当」にㇾでチェックします。

　　イ　自衛消防組織の業務範囲を明記しておきます。

　　ウ　自衛消防協議会で協議された自衛消防組織を設置又は変更した場合は、消防署

　　　長へ届出することを明記しておきます。

（１）　自衛消防協議会は、防火対象物全体で共同して設置することから、一般的

に自衛消防隊としておかれることが多いです。

（２）　統括防火管理者が統括管理者を兼務することで足りますが、他の者を統括

管理者とした場合は、統括管理者は、統括防火管理者に対し、自衛消防活動

に関する事項を報告しなければならないこと等、統括管理者の責務について

明確にしておく必要があります。

**７　火災予防対策**

（１）　全体的事項

　　　　統括防火管理者が、共用部分の出火防止対策を徹底するために必要な「火気使用設備器具等の設置又は使用の管理・監督」、「可燃物、危険物品等の管理」、「喫煙管理」、「放火防止対策」等必要な事項を明記しておきます。

見落としがちな共用部分の出火防止対策は、統括防火管理者が中心となり、事業所防火管理者と協力して推進することが必要であり、防火対象物内の事業所の実態に応じて必要な事項を加えます。

（２）　自主的に行う点検・検査

　　ア　統括防火管理者は、事業所消防計画に基づき実施される各事業所の自主点検の

実施及び結果について別表３又は別表４により記録させるとともに、定期的に確

認する予定月を記入します。

事業所消防計画に基づき実施される日常の自主点検については、事業所防火管理者に任せっきりにすることのないように統括防火管理者が確認することが必要です。

　　イ　消防法施行令第３２条に基づき、消防用設備等に特例基準が適用されている場

合には、「該当」にㇾを、適用されていない場合は「非該当」にㇾでチェックし

ます。

また、特例が適用されている場合には特例を適用するにあたっての条件を守る

ことを明記しておきます。

（３）　防火対象物等の法定点検

ア　防火対象物点検義務の対象となる場合は、「該当」にㇾを、該当していない場

合は「非該当」にㇾでチェックします。

　　イ　防火対象物の法定点検実施責務者の氏名等を記入します。

　　　　なお、各管理権原者の責任において実施する場合は、「各管理権原者」と記入

します。

防火対象物定期点検については、各管理権原者にその責務があります。

　　ウ　防火対象物全体として法定点検を委託した場合は、受託事業所の名称を記入し

ます。

資格を持った従業員等が実施する場合は、その氏名を記入します。

　　エ　防火対象物定期点検については、点検の実施に際し相互の出入りを認めること

　　　を明記しておきます。

（４）　消防用設備等（特殊消防用設備等を含む。以下同じ。）の法定点検

　　ア　消防用設備等の法定点検の責務者を記入します。

消防用設備等の法定点検は、防火対象物の所有者にその責務がありますが、各管理権原者が実施する場合は、「各管理権原者」と記入します。

　　イ　防火対象物全体で法定点検を実施する場合は、別表５に該当消防用設備等及び受託業者名を記入します。

（５）　点検後の対応

　　ア　点検の結果、不備等があった場合は速やかに改修する必要があることから、点検の結果及びその改修状況についても各管理権原者が認識するために確認を受けることを明記しておきます。

　　イ　法定点検の結果を防火管理維持台帳に保管することを明記しておきます。

（６）　避難施設の維持管理及びその案内

　　　　防火対象物全体の避難を考慮して、統括防火管理者が在館者等に守らせるべき共用部分を中心とした廊下、階段、避難口、避難通路その他の避難施設の維持管理の方法について具体的に明記しておきます。

（１）　防火対象物全体の屋外へ通じる避難経路図を別図として加えることも考慮

します。

（２）　催し物を開催する事業所がある場合には、通常の対応と異なるため、必要

な対策を規定する必要があります。

**８　放火防止対策**

　　統括防火管理者が、防火対象物内外の放火防止について必要な対策を明記しておき

ます。

放火による火災は、出火原因として長期にわたり出火件数１位となっており、万

全な対策が必要であることから、事業所防火管理者と協力して例示の対策のほか必

要な対策を定めておくことが必要です。

**９　工事中の安全対策**

　　統括防火管理者が、事業所防火管理者と連携して「工事中の消防計画」を作成す

ることを明記しておきます。

防火対象物を使用しながら一部で工事を行う場合には、通常とは違った火災危険があることから、統括防火管理者は、事業所防火管理者と十分協議をして工事中の消防計画を作成するとともに工事中の防火管理の徹底を図る必要があります。

**１０　訓練・教育**

（１）　防火教育

　　ア　統括防火管理者は、防火対象物内の防火管理従事者への教育を主眼として行い、

事業所の従業員等の教育は事業所防火管理者が中心となって行うことを明記しておきます。

　　イ　事業所消防計画に基づく教育とは別に、防火対象物全体として必要な教育の実

施及び内容について明記しておきます。

例示の他に社会的に大きな反響があった火災事例を在館者に配布又は掲示したり、消防機関から配布されるポスターなどを掲示することで防火意識の高揚を図ります。

（２）　訓練

　　　　消防法第８条の２第1項の規定により統括防火管理者が実施する防火対象物

全体の消防訓練の実施時期を記入するとともに訓練内容について明記しておき

ます。

（１）　消火訓練は、本部隊及び地区隊の初期消火班に指定されている者を中心と

して、また、通報訓練は、本部隊の情報連絡班及び地区隊の情報連絡班に指

定されている者を中心として行い、避難訓練は防火対象物全体の在館者がで

きる限り多く参加できるよう計画することが望まれます。

（２）　訓練実施に際しては、安全対策を講じることが必要です。

　　①　訓練実施前に資器材の点検を行い、訓練に支障がないようにします。

　　　②　訓練の指導者は、訓練内容だけでなく、訓練に参加する者の体調管理も

把握し、効果的な訓練が行えるよう配慮します。

**１１　自衛消防隊の編成及び任務**

（１）　自衛消防隊の編成

　　ア　防火対象物全体で構成する自衛消防組織及びその任務を別表６に記入します。

　　イ　自衛消防隊長は、統括防火管理者又は自衛消防活動の指揮に適している者を具

体的に記入します。

　　ウ　本部隊及び地区隊に必要な自衛消防隊（班）を明記しておきます。

　　エ　防災センターが設置されている場合は「該当」にㇾを、設置されていない場合

は「非該当」にㇾでチェックします。

　　オ　防災センターが設置されている場合は、活動拠点となることから活動体制に

ついて明記しておきます。

（１）　防火対象物全体の自衛消防隊を設置し、その内容を文章又は表により明ら

かにするとともに、防災センター等に編成と任務を掲示しておきましょう。（２）　自衛消防隊は、防火対象物内の全ての事業所の従業員等で構成されること

から、それぞれの任務を明確に示すことで、火災等の災害が発生したときに

活動の不備がないように徹底します。

（２）　自衛消防隊の活動範囲

　　　　当該自衛消防隊の活動の範囲を明確にするとともに、近接する建物等から出火した場合の活動の範囲を明記しておきます。

（３）　防火対象物自衛消防隊長等の権限と責務

　　　　円滑な自衛消防活動を行うために自衛消防隊長等の権限と任務を具体的に明

記しておきます。

（４）　火災等災害発生時の自衛消防活動

　　　　火災等災害発生時の自衛消防隊の活動を本部隊及び地区隊の項目別に「通報連

　　　絡（情報）班」、「初期消火班」、「避難誘導班」、「応急救護班」、「安全防護班」と

して個々の具体的な活動を明記しておきます。

（１）　本部隊の通報連絡（情報）班は、主として防災センターがある場合は、当該

防災センターにおいて火災発生場所からの情報収集及び在館者等への情報提

供を行いますが、自動火災報知設備の受信機が警報を発した場合には、現場

の確認に急行することが必要となります。

（２）　初期消火班は、初期消火活動に際しては、延焼拡大防止のため、安全防護

班と協力して防火戸及び防火シャッター等の閉鎖も併せて行うことが必要と

なります。

（３）　地区隊の避難誘導班は、本部隊から指示された避難の優先順位に基づいて

メガホン、拡声器等を活用して避難方向を指示することが大切です。

　　　　なお、火災の状況に応じてトイレや倉庫などに逃げ遅れた者がいないか確

認することも必要となります。

（４）　応急救護班は、火災等の状況によって臨機応変に応急救護場所を変更する

ことも必要です。

（５）　安全防護班は、延焼拡大防止及びエレベーター閉じ込めによる二次災害の

発生を防ぐために、必ず空調設備及びエレベーターを停止することが必要と

なります。

（５）　営業時間外等の自衛消防活動体制

　　　　平日や日中と体制が異なる場合は、休日・夜間の活動体制について明記しておきます。

休日・夜間においては、在館者全員で初動の対応を取ります。

なお、休日・夜間の勤務者、夜間の残業者など少ない人数でも効果的な初動対応が

図れるように日頃から教育、訓練が必要となります。

（６）装備及び管理

　　　自衛消防活動に必要な装備内容について明記しておきます。

（１）　全体で自衛消防活動を行うための装備品は、統括防火管理協議会等の事業

所間の協議により必要な装備品を協力して整備しますが、さらに事業所ごと

に必要な装備品も用意することが望ましいです。

　　ア　個人用装備

①防火衣　②ヘルメット　③警笛　④携帯用照明器具　⑤携帯用無線機

　　イ　本部隊用装備

　　　　①消火器　②とび口　③ロープ　④携帯用拡声器　⑤バール、ジャッキ

　　　　⑥担架　⑦応急手当用具

**１２　震災対策**

（１）　統括防火管理者が、地震に備えての事前対策として必要な日常の震災対策を明記しておきます。

（２）　火災等の自衛消防活動以外に地震発生後に行うべき活動計画について明記しておきます。

（３）　地震発生後の予測される事象に対して統括防火管理者等が対応すべき事項及び活動について明記しておきます。

（４）　防災センターが設置されている場合は、□にレをチェックします。

（５）　防火対象物の損壊、倒壊等により当該防火対象物内に待機することができない場合の在館者の一時集合場所及び避難場所を記入します。

（１）　震災による被害は、火災と違い防火対象物の一部でなく複数の箇所で被害の発生が予測されることから、日常の震災対策として、防火対象物全体で取り組むべき項目を示し、事業所消防計画に反映させ、防火対象物全体の事前対策の強化を図ることが大切です。

（２）　地震が発生した際の活動としては、人命安全の確保及び二次災害防止を最

優先とした防火対象物全体としての活動について定めます。

（３）　火災時に必要な自衛消防活動のほかに地震発生時特有の活動として、救助

活動、設備等の損壊への対応について具体的に定め、統括防火管理者を中心

とした連携活動ができるように定めます。

**１３　大雨・強風等における自衛消防対策**

（１）　大雨・強風等時における防火対象物の管理権原者及び防火管理者が行う被害防

　　　止対策を明記しておきます。

（２）　大雨・強風時における自衛消防活動について明記しておきます。

**１４　その他**

　　　防火対象物の防火管理上の取り決め等を明記しておきます。